

とちぎ障害者プラン 21（2021～2023）【概要版】

第 1 部 総論

I 計画策定の趣旨

障害者を取り巻く環境及び施策の変化を踏まえ、「とちぎ障害者プラン 21（2015～2020）」が令和 2（2020）年度で終了することから、令和 3（2021）年度を初年度とする「とちぎ障害者プラン 21（2021～2023）」を策定するものです。

II 障害者を取り巻く現状と課題

1 栃木県における障害者の現状

身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病患者、発達障害者、高次脳機能障害者について、手帳所持者数等の推移などについて記載します。

2 障害者を取り巻く課題

- (1) 障害及び障害者に対する正しい理解の促進と差別解消の推進
- (2) 相談支援体制の充実
- (3) 多様な障害への対応
- (4) 事業者が提供するサービスの質の向上
- (5) 就労支援の一層の充実
- (6) S D G s の達成に向けた取組

III 計画の概要

1 計画の性格

本計画は、本県の障害者施策の指針となるものであり、障害者基本法第 11 条第 2 項の規定に基づく都道府県障害者計画であるとともに、障害者文化芸術活動推進法（平成 30 年法律第 47 号）第 8 条に基づき策定する障害者による文化芸術活動の推進に関する計画としての性格も併せ持つものです。

2 計画の期間

本計画の期間は、令和 3（2021）年度を初年度とし、令和 5（2023）年度を目標年度とする 3 か年計画とします。

3 計画の基本目標

「とちぎ障害者プラン 21（2015～2020）」において基本目標とした「**障害者の自立と社会参加**」を継承し、障害者一人一人が、社会を構成する一員としてその人権が尊重され、障害の有無に関わらず県民誰もが共に支え合う「**共生社会**」を実現します。

4 施策の基本的方向

基本目標を実現するための施策の基本的方向を次のとおりとします。

- (1) 「とちぎで安全に安心して暮らすために」
- (2) 「とちぎで自分らしく、いきいきと生活するために」
- (3) 「共に生きたちぎをつくるために」

【基本目標】

「障害者の自立と社会参加」

障害者一人一人が、社会を構成する一員としてその人権が尊重され、
障害の有無に関わらず県民誰もが共に支え合う「共生社会」の実現



【施策の基本的方向】

- とちぎで安全に安心して暮らすために
- とちぎで自分らしく、いきいきと生活するために
- 共に生きるとちぎをつくるために

5 施策体系

○ 基本目標 「障害者の自立と社会参加」

○ 基本的方向を構成する施策体系

■ とちぎで安全に安心して暮らすために

- 1 安全・安心な生活環境の整備
- 2 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実
- 3 防災・防犯等の推進
- 4 保健・医療の推進

■ とちぎで自分らしく、いきいきと生活するために

- 1 自立した生活の支援・意思決定支援の推進
- 2 行政等における配慮の充実
- 3 雇用・就業及び経済的自立の支援
- 4 教育の振興
- 5 文化芸術・レクリエーション活動の推進
- 6 全国障害者スポーツ大会をはじめとした障害者スポーツの推進

■ 共に生きるとちぎをつくるために

- 1 障害及び障害者に対する理解の促進
- 2 障害者差別の解消・権利擁護の推進及び虐待の防止
- 3 地域福祉活動の充実
- 4 SDGs（持続可能な開発目標）の取組

～ 3年間の重点取組～

- 社会のあらゆる場面における
「情報アクセシビリティ（情報の利用しやすさ）の向上」
災害等の緊急時を含めた日常生活における障害特性に応じた理解しやすさ、利用しやすさの向上に取り組みます。
- 障害特性やライフステージに応じた
「文化芸術、スポーツをはじめとした学びと実践の機会の充実」
文化芸術活動、障害者スポーツ及び学習・体験機会など、よりよい日常生活を過ごすことができるよう支援します。

6 障害保健福祉圏域の設定

本計画は、地域の実情や人口規模等に応じて、住民に密着したサービスを提供することが必要であることから、次の6つの障害保健福祉圏域を設定し、施策の推進を図ります。

障害保健福祉圏域は、障害者施策と保健・医療や高齢者保健福祉との連携を図るため、県保健医療計画（7期計画）の二次保健医療圏と同じ圏域とします。

圏域名	構成市町名
宇都宮（1市）	宇都宮市
県西（2市）	鹿沼市、日光市
県東（1市4町）	真岡市、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町
県南（3市3町）	栃木市、小山市、下野市、上三川町、壬生町、野木町
県北（5市4町）	大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市 塩谷町、高根沢町、那須町、那珂川町
両毛（2市）	足利市、佐野市

第2部 各論

I とちぎで安全に安心して暮らすために

1 安全・安心な生活環境の整備

- (1) 住まいの確保
グループホームの充実
- (2) 障害者に配慮したまちづくりの推進
ひとにやさしいまちづくりの推進/公共交通機関の旅客施設及び車両のバリアフリー化の促進/歩道等におけるバリアフリー化の推進/行動範囲の拡大

2 情報アクセシビリティ(情報の利用のしやすさ)の向上及び意思疎通支援の充実

- (1) 障害特性に応じた情報提供
とちぎ視聴覚障害者情報センターの充実/読書バリアフリーの推進/情報コミュニケーション支援の促進及び条例制定の検討
- (2) 意思疎通支援の充実
専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成・派遣/ICT技術の利活用の推進
- (3) 行政情報のアクセシビリティ(利用しやすさ)の向上
情報提供におけるアクセシビリティの向上/選挙における配慮

3 防災・防犯等の推進

- (1) 防災対策の推進
避難行動要支援者等への支援/障害者支援施設等の安全対策/災害派遣精神医療チーム(DPAT)の体制整備
- (2) 犯罪被害、悪質商法被害防止対策の推進
犯罪被害、悪質商法被害防止体制の整備/消費者トラブルの防止

4 保健・医療の推進

- (1) 障害者の医療体制の充実
医療費助成による負担の軽減/障害児・者への歯科保健医療サービスの確保/新型感染症等に係る対応の充実
- (2) リハビリテーション医療の充実
(地独) 栃木県立リハビリテーションセンターにおけるサービスの充実
- (3) 精神保健・医療体制の充実
予防・アクセス機能の充実/治療・回復に必要な医療の提供/退院後支援の推進/精神科救急医療体制の整備/自殺対策の推進/依存症対策の推進
- (4) 難病患者支援体制の充実
難病相談支援センターの充実/医療費助成の充実

II とちぎで自分らしく、いきいきと生活するために

1 自立した生活の支援・意思決定支援の推進

- (1) 意思決定支援の推進
事業者への研修/関係者の普及啓発
- (2) 相談支援体制の充実
障害者相談支援体制の充実/基幹相談支援センターの設置促進/相談支援専門員の養成及び質の向上

(3) 地域移行支援、居宅サービス等の充実

地域生活支援拠点等の整備促進/日中活動サービスの利用促進/精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築/障害者の地域移行支援・地域定着支援の利用促進/居宅サービス、短期入所の充実/障害者支援施設等のサービスの充実/地域生活定着支援センターによる支援の推進

(4) 障害福祉サービスの質の確保

第三者評価の促進/指導監査の充実

(5) 発達障害者への支援体制の充実

発達障害者支援センター「ふぉーゆう」による支援の充実/地域支援体制の整備/ライフステージを通じた支援体制の充実/医療機関との連携等

(6) 高次脳機能障害者への支援体制の充実

相談支援体制の整備/関係機関との相談支援ネットワークの構築/正しい理解への普及啓発/支援ニーズに対応した医療・福祉サービスの充実

(7) 障害児に対する支援の充実

医療機関における療育指導の推進/幼稚園、保育所、認定こども園における個別的な配慮を必要とする園児への支援の促進/障害児通所支援事業の充実/障害児入所施設の充実/こども発達支援センターによる支援の推進/医療的ケアが必要な障害児支援の充実

(8) ひきこもり支援体制の充実

子ども若者・ひきこもり総合相談センター（ポラリス☆とちぎ）による支援/市町における支援体制の充実

(9) 広域的な相談支援体制の充実

障害者総合相談所による専門的な支援/精神保健福祉センターによる専門的な支援/児童相談所による専門的な支援/健康福祉センターによる専門的な支援

(10) 各種サービス・制度の普及と促進

手帳制度の円滑な運用と周知/補装具費等の支給・日常生活用具給付の促進等/身体障害者補助犬制度の普及と推進

2 行政等における配慮の充実

(1) 行政機関等における配慮及び障害者理解の促進等

差別解消に係る職員対応要領に基づく取組の推進/職員研修の実施

3 雇用・就業及び経済的自立の支援

(1) 雇用の促進

障害者雇用に関する理解促進及び普及啓発/職場実習の機会の確保/職業能力開発の推進/とちぎジョブモールによる就労支援/関係機関との連携強化及び支援体制の充実・強化

(2) 職業生活の支援の充実

障害者就業・生活支援センターの充実/障害者就労支援事業所職員の質の向上/障害者技能競技大会（アビリンピック）への参加促進

(3) 福祉的就労の工賃の向上

工賃向上計画に基づく取組の推進/障害者優先調達推進/とちぎセルフセンターとの連携/県民への普及啓発/農業と福祉の連携/地域における支援体制の構築

(4) 関係機関との連携による福祉的就労の促進

関係機関との連携

4 教育の振興

(1) 教員の理解促進と実践的な指導力の向上

全ての教員の特別支援教育に関する専門性の向上/校内支援体制の充実/職業教育の充実

(2) 就学前から学校卒業後までの一貫した支援体制の構築

個別の教育支援計画を活用した支援情報の引継ぎの推進/家庭及び医療、保健、福祉、労働等の関係機関等との連携の推進/障害のある子どもに対する教育支援の推進

5 文化芸術・レクリエーション活動の推進

(1) 障害者による文化芸術活動の推進

相談体制の整備/鑑賞機会の拡大/発表機会の確保及び交流の促進/人材の育成及び創造機会の拡大/ネットワーク作り/情報の収集及び作品の評価/芸術上価値が高い作品等の販売等に係る支援

(2) レクリエーション活動等の充実

レクリエーション活動等の充実/日々の「楽しみ」の充実

6 全国障害者スポーツ大会をはじめとした障害者スポーツの推進

(1) 障害者スポーツの推進

障害者スポーツの普及/障害者スポーツ指導者の養成及び資質の向上/
スポーツ大会の開催

(2) 障害者スポーツ選手等の育成・強化

障害者スポーツ体験会の開催/競技力の向上に向けた取組の推進

Ⅲ 共に生きるとちぎをつくるために

1 障害及び障害者に対する理解の促進

【主な取組】

(1) 理解の促進

啓発活動の推進/各種メディアによる障害理解の推進/各種イベント等の開催支援/精神保健福祉に関する普及啓発

(2) 障害者団体への支援

当事者会、患者会、親の会、家族会の活動への支援

2 障害者差別の解消・権利擁護の推進及び虐待の防止

(1) 障害を理由とする差別の解消の推進

障害を理由とする差別の解消/障害者差別解消推進委員会の運営/障害者差別の解消に係る相談対応/障害者差別の解消に係る普及啓発

(2) 成年後見制度の利用促進等

成年後見制度の利用促進/日常生活自立支援事業の普及啓発/関係機関等との連携強化/自立生活支援専門員及び生活支援員の資質の向上

(3) 障害者の虐待防止

障害者虐待防止施策の普及啓発/障害者虐待防止体制における対応/障害者虐待防止・権利擁護研修の実施

3 地域福祉活動の充実

(1) 地域共生社会の実現

地域福祉計画の充実及び調和/包括的支援体制整備の促進/住民等による支え合い活動の促進/地域福祉基金の効果的な活用/生活福祉資金の活用

4 SDGs（持続可能な開発目標）の取組

(1) 障害福祉施策に関するゴール（目標）への取組

Goal 4 「質の高い教育をみんなに」/Goal 8 「働きがいも経済成長も」/

Goal 10 「人や国の不平等をなくそう」/Goal 11 「住み続けられるまちづくりを」